

未成年後見人選任の審判の申立てについて

1 概要

未成年者の親権を行う方（親権者）が亡くなられた場合、所在不明となった場合、あるいは、親権喪失、親権停止又は管理権を喪失するなどした場合に、家庭裁判所は、未成年者の親族等の申立てにより、未成年後見人選任の審判をすることができます。

未成年後見人は、未成年者が成年に達する又は養子縁組等により後見が終了するまでの間、原則として、親権者と同一の権利義務が認められており、未成年者の監護・教育を行うとともに、未成年者の法定代理人として、財産管理、契約等の法律行為を行います。

2 申立てをすることができる方

- ・ 未成年者（未成年後見人選任手続の内容を理解できる方に限ります。）
- ・ 未成年者の親族
- ・ 利害関係人（児童相談所長や里親等）

3 申立先

未成年者の住所地（実際に生活している場所）を管轄する家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用の全部又は一部について、未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

(1) 申立手数料

未成年者1人につき収入印紙800円分

(2) 連絡用の郵便切手

2,200円分（500円×2枚、110円×10枚、10円×10枚）

5 申立てに必要な書類

別紙申立書類等チェックリストのとおり

※ 未成年者が複数の場合には、次のとおり書類を準備してください。

- ・ 未成年者1人につき、申立書類等を1セット作成してください。
- ・ 未成年者全員を記載した親族関係図を作成の上、各申立書に写しを添付してください。
- ・ 未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

6 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では、家庭裁判所調査官¹などが、直接、申立人、未成年者及び未成年後見人候補者に会って、申立ての実情や未成年者の意見などを聴いたりすることがあります。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができませんので、申立てにあたっては以下の事項をよく御確認ください。

- (1) 未成年後見人の選任に当たっては、家庭裁判所が、本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので、必ずしも未成年後見人候補者の方が未成年後見人に選任されるとは限りません。また、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職を未成年後見人等に選任した場合には、未成年者の財産から報酬を支払う必要があります。
- (2) 未成年後見人の仕事は、申立ての当初の目的（遺産分割、保険金の受領など）が達せられても終了せず、未成年者が成人に達する又は養子縁組等により後見が終了するまで続きます。
- (3) 選任された未成年後見人は、家庭裁判所の監督を受けることになり、定期的に未成年後見事務報告書や財産目録を提出する必要があります。
- (4) 未成年者の財産（現金・預貯金）が一定の金額以上の場合（津家裁管内では1200万円以上が目安）には、専門職後見人等の関与もしくは後見制度支援信託又は後見制度支援預（貯）金の利用が必要になります。

7 未成年後見制度についてのお問合せ先

- 未成年後見制度の申立てや手続のご案内
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>
- ※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ
日本司法支援センター法テラス（TEL0570-078374）
<https://www.houterasu.or.jp/>
- ※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分9.35円（税別）で通話することができます。
- ※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

¹ 家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見等を活用し、家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

(別紙)

申立書類等チェックリスト

※ 未成年者1人につき、申立書類等を1セット提出してください。

1 申立書類

- 未成年後見人選任申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 未成年後見人候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
- 財産目録
- 相続財産目録（未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
- 収支予定表

※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

2 添付書類

※ 未成年者が複数の場合には、未成年者の戸籍謄本などの添付書類のうち、共通する書類の原本は1人分で足り、その他の未成年者の分は写しで結構です。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ **個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。**

- 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 未成年者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
（未成年後見人候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- 未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 未成年者の財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など

- 未成年者の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：年金決定通知書、給与明細書、奨学金受領書、家賃、地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：授業料がわかる領収書、納税証明書、国民健康保険料の決定通知書など
- 親権を行う者がいないことを証する資料（親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等）
- 申立人が利害関係を有することを証する資料（利害関係者からの申立ての場合に提出してください。）
- 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）
 - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
 - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
 - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
 - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など
- 親族の意見書